

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成23年5月26日

場 所 第4委員会室



平成23年 5月26日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・環境中の放射能調査について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・宮崎県版レッドデータブックの改訂について
- ・「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表（ロードマップ）について
- ・濁水による農業の影響と今後の対応について
- ・新燃岳の火山活動に係る営農対策等の取組状況について

出席委員（7人）

委員 長	田口 雄二
副委員 長	二見 康之
委員	福田 作弥
委員	中野 廣明
委員	押川 修一郎
委員	新見 昌安
委員	岩下 斌彦

欠席委員（1人）

委員	坂口 博美
----	-------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	加藤 裕彦
環境森林部次長 (総括)	金丸 政保
県参事兼 環境森林部次長 (技術担当)	黒木 由典

部参事兼  
環境森林課長

みやざきの森林  
づくり推進室長

環境管理課長

循環社会推進課長

自然環境課長

森林経営課長

山村・木材振興課長

みやざきスギ  
活用推進室長

工事検査監

林業技術センター  
所長

木材利用技術  
センター所長

山内 武則

福満 和徳

橋本 江里子

福田 裕幸

森 房光

佐藤 浩一

水垂 信一

武田 義昭

山下 英一

徳永 三夫

飯村 豊

農政水産部

農政水産部長

農政水産部次長  
(総括)

農政水産部次長  
(農政担当)

農政水産部次長  
(水産担当)

畜産・口蹄疫  
復興対策局長

農政企画課長

ブランド・  
流通対策室長

地域農業推進課長

連携推進室長

営農支援課長

農産園芸課長

農村計画課長

畑かん営農推進室長

農村整備課長

水産政策課長

漁業・資源管理室長

漁村振興課長

岡村 巖

緒方 文彦

押川 延夫

那須 司

永山 英也

郡司 行敏

鈴木 大造

奥野 信利

工藤 明也

山内 年

加勇田 誠

三好 亨二

宮下 敦典

宮川 賢治

鹿田 敏嗣

成原 淳一

神田 美喜夫

農業改良対策監	戸 高 憲 幸
消費安全企画監	上 山 伸 二
漁港整備対策監	与 儀 新 二
復興対策推進課長	日 高 正 裕
畜 産 課 長	児 玉 州 男
家畜防疫対策室長	岩 崎 充 祐
工 事 検 査 監	中 尾 正 史
総合農業試験場長	串 間 秀 敏
県立農業大学校長	井 上 裕 一
畜 産 試 験 場 長	税 田 緑
水 産 試 験 場 長	山 田 卓 郎

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	阿 萬 慎 治
総務課主任主事	押 川 康 成

---

○田口委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。今申し上げた要領で執

行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、さきの委員長会議において、常任委員会の審査方法について協議がなされましたので、その協議結果をお知らせいたします。

これまで委員会審査は、議案や報告事項など執行部からの説明を一括して受けた後に質疑を行ってきたところですが、一度に受ける説明が多過ぎるとの意見などがあり、これからは、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度質疑を行うこととなりました。6月定例会からそのように行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時4分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、延岡市選出の田口でございます。

一言ごあいさつ申し上げます。

今申し上げましたように延岡選出の田口でございます。このたび委員長に就任をいたしました。環境に関しましては、今、国の森林・林業再生プランもスタートを切ったところでございます。これから先の森林・林業行政におきましては新たなスタートをした、そういう意味では非常に大きなウエートを占めてくるものと

思っております。

また、大変なことではございましたが、東日本大震災におきましては、木材需要が非常にふえてくるのではないかと、新たな展開も予想されるところでございます。そういう意味では、今回、林業行政におきましては非常に重要性を増す行政だと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

余談ではありますが、私も、延岡にしまして上流の森林の大切さを認識いたしており、西臼杵地区に5年連続で植林に行っておりますので、川上に関しましての関心も非常に高い、そう思っております。今後1年間、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、都城市選出の二見副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、宮崎市選出の福田委員でございます。

次が、東諸県郡選出の中野委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、児湯郡選出の坂口委員でございますが、本日は欠席をいたしております。

次に、宮崎市選出の新見委員でございます。

次に、西都市・西米良村選出の押川委員でございます。

最後に、串間市選出の岩下委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の阿萬主幹でございます。

次に、副書記の押川主任主事でございます。

次に、環境森林部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○加藤環境森林部長 環境森林部長の加藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私ども環境森林部は、地球温暖化といった地球規模から、ごみ処理等の身近な生活環境に至るまで、広範かつ複雑化しております環境対策や、依然として厳しい状況に置かれている森林・林業の再生などを担っております。本県の環境保全及び林業振興に職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、田口委員長を初め委員の皆様の御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料によりまして部の概要等を説明いたします。

まず、1ページをお開きください。平成23年度環境森林部幹部職員名簿でございます。紹介させていただきます。

総括次長の金丸でございます。

県参事兼技術担当次長の黒木でございます。

環境森林課、部参事兼課長の山内でございます。

みやざきの<sup>もり</sup>森林づくり推進室長の福満でございます。

環境管理課、課長の橋本でございます。

循環社会推進課、課長の福田でございます。

自然環境課、課長の森でございます。

森林経営課、課長の佐藤でございます。

山村・木材振興課、課長の水垂でございます。

みやざきスギ活用推進室長の武田でございます。

工事検査課、工事検査監の山下でございます。

林業技術センター所長の徳永でございます。

木材利用技術センター所長の飯村でございます。

課長補佐以下の紹介につきましては、名簿でかえさせていただきます。

次に、2ページ、3ページをお開きください。

平成23年度環境森林部の執行体制をお示ししております。本年度の組織改正としましては、2ページの2段目の枠囲みにありますとおり、環境森林課に「みやざきの森林<sup>もり</sup>づくり推進室」を設置いたしました。これは、県民等との協働による森林<sup>もり</sup>づくりを推進するとともに、地球温暖化防止と森林<sup>もり</sup>づくり施策の一体的な推進を図るための改正であります。

また、2ページの中段より少し下の枠囲みにあります森林経営課であります。これは、国の森林・林業再生プランを踏まえ、森林整備、森林計画及び林業普及指導を一元化し、森林経営に重点を置いた施策を一体的に推進するため、昨年度までの「森林整備課」を再編し、名称も「森林経営課」に改めたものです。

次に、4ページをお開きください。平成23年度環境森林部歳出予算についてでございます。この表は、環境森林部の一般会計、特別会計について、平成23年度の歳出予算を課別に集計したものであります。表の一番下、網かけをしている合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして176億2,220万5,000円で、平成22年度当初予算と比較いたしますと、本年度は骨格予算でありますので68.0%となります。

次に、5ページをごらんください。平成23年度環境森林部の重点施策であります。これは、環境森林部の平成23年度の主な新規・重点事業を県の重点施策に沿って整理したものであります。県の重点施策を中心に、今年度からスタートした宮崎県環境計画及び第7次宮崎県森林・林業長期計画の実現に向け、各般の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

6ページ以降の主な新規・重点事業及びその他の報告事項につきましては、それぞれ担当課・室長が御説明いたします。どうぞよろしくお願

いいたします。

○山内環境森林課長 それでは、委員会資料の6ページをお願いいたします。カーボンアクションフォローアップ事業についてであります。

1の事業の目的にありますように、この事業は、産業部門、業務部門等の事業活動における温室効果ガス排出量削減の取り組みを強化するため、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の改正を行おうとするものであります。

右のページをごらんいただきたいと思います。上のほうですが、この条例では、現在、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対しまして、排出抑制計画書や排出状況報告書の提出を義務づけているところであります。今回の改正では、枠組みの中にありますように、①としまして計画書等を提出する対象事業者の拡大、②としまして提出された計画書等の公表、③としまして排出削減目標を達成する手段として森林の整備に伴うCO<sub>2</sub>吸収などの環境価値の活用、④として勧告に従わなかった場合の公表などを改正内容として考えております。

左のページの2の(4)事業内容の欄をごらんいただきたいと思います。①にありますように、この改正条例の円滑な運用を図りますために、パンフレットの作成、説明会の開催、報告書作成のための支援ツールの作成などに取り組むこととして予算を計上しております。

よろしくをお願いいたします。説明は以上であります。

○福満みやざきの森林<sup>もり</sup>づくり推進室長 常任委員会資料の8ページをお開きください。「みやざき森づくりコミッション」活動促進事業について御説明します。

1事業の目的にありますように、企業等の社

会貢献活動の一環として森づくり活動への関心が高まりつつあることから、森づくりに関するノウハウなどの情報提供等を行う「みやざき森づくりコミッション」の活動を促進し、多様な主体による森づくりを推進するものです。

予算額は、2の事業の概要の(1)のように、森林環境税活用により750万円を計上し、(4)の3つの事業を行うこととしております。①の体制強化事業では、県緑化推進機構内にコミッション専任の職員を配置しながら、森づくりフィールドの情報収集や情報発信を行うもので、県民や企業等からの相談に対する窓口の役割を担います。②では、県内外の企業等に宮崎の森づくりへの誘致活動を行います。③では、実際に森づくりに支援していただく企業と森林所有者との調整等を行い、森づくり協定を促進することとしております。

右のページにはコミッションによる活動イメージを示しておりますが、中央の枠内にありますような窓口機能やサポート機能、企画・立案機能を活用しまして、県民や企業等多様な主体の森づくり活動への参加を促進し、森林環境税の目的である「県民参加の森づくり」を一層推進してまいりたいと考えています。

説明は以上です。

**○橋本環境管理課長** それでは、資料の10ページをお開きください。浄化槽適正管理強化事業でございます。

まず、1の事業の目的でございますが、浄化槽につきましては、浄化槽法におきまして保守点検、清掃及びそれらがきちんと行われているかを確認するための検査が義務づけられておりますが、この事業は、この法定検査を受けていない浄化槽設置者に対しまして指導・啓発を行うものであります。

2の事業の概要であります。予算額は9,460万1,000円で、全額緊急雇用創出基金を活用することとしております。

事業内容は、(4)にありますとおり、法定検査の未受検者に対しまして、まず文書で受検を依頼し、これによってもなお検査を受けていただけない方には、さらに電話等で啓発を行うものでございます。またあわせまして、テレビ、ラジオなどで適正管理について広く周知、啓発を行うこととしております。

なお、昨年度の当事業におきまして検査実施率が大幅に改善したところでございますが、法定検査についての周知不足等多くの御意見、御指摘等もいただいたところでありまして、それらを踏まえ、今年度は市町村や関係機関と一層連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○福田循環社会推進課長** 委員会資料の12ページをごらんください。宮崎県廃棄物処理計画達成状況調査事業でございます。

この事業は、1の事業の目的にありますように、県内の産業廃棄物の排出量や最終処分量等の状況を把握し、宮崎県廃棄物処理計画の達成状況について評価・分析を行うとともに、低利用の廃棄物を再生利用するための課題や方策等を示した指針を策定することによりまして、廃棄物の循環資源としての利用を一層推進し、本県らしい循環型社会の形成を図ろうとするものであります。

予算額は862万3,000円であります。

事業内容は、(4)にありますように、一つは、①宮崎県廃棄物処理計画(第2期)達成状況調査であります。これは、主な排出事業者へのアンケート調査等に基づき、県内の産業廃棄物の種類別・業種別の排出量、再生利用量等の統計

データを把握し、廃棄物処理計画に掲げた数値目標の達成状況について評価・分析を行うものであります。もう一つは、②循環利用指針の策定であります。これは、県内で発生する主な廃棄物、例えば焼酎廃液、木くず、家畜ふん尿、汚泥等につきまして、発生から再生利用、最終処分に至る実態を把握し、循環利用の向上や、より効率的、効果的な循環利用を図るための指針を策定するものであります。これらの成果を今後の施策展開に生かして、本県らしい循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○森自然環境課長 資料の14ページをお願いいたします。有害鳥獣（シカ・サル）被害防止緊急対策事業についてでございます。

この事業は、昨年度から取り組んでおります鳥獣被害対策緊急プロジェクトの一環として実施するものでございます。このプロジェクトは、「鳥獣を集落に寄せつけない「地域力の向上」」をスローガンに、新たな視点に立った集落ぐるみの被害対策を市町村や関係機関と連携して全庁的に進めているものでございますが、この一環としまして、環境森林部では被害状況に応じた適切な捕獲対策として実施するものでございます。

まず、1の目的でございますが、中山間地域を中心に野生鳥獣による被害が深刻化しておりますことから、わなの免許を有するシカ・サル対策指導捕獲員を配置し被害防止対策を推進することによりまして、効率的な有害捕獲に努め、野生鳥獣の被害軽減を図ることとしております。

予算額は、2の事業概要にありますように1億6,212万5,000円でございますが、全額緊急雇用創出基金を活用することとしております。

(4)の事業内容でございます。①のシカ・

サル対策指導捕獲員設置事業では、右ページの全県図に示しておりますように、シカや猿の多い22市町村に対策指導捕獲員48名を配置し、わな等によりシカや猿の捕獲を促進するとともに、防除対策あるいは狩猟免許の取得指導などを実施することとしております。

また、②の普及啓発事業では、モデル事業におきまして鳥獣被害対策の講習会等を開催し、地域ぐるみの野生鳥獣被害対策を支援することとしております。

自然環境課は以上でございます。

○佐藤森林経営課長 資料の16ページをお願いいたします。宮崎の森林・林業再生促進事業でございます。

この事業は、1の事業の目的にありますように、国の森林・林業再生プランの推進に伴いまして、今までの森林施業計画にかかわって森林経営計画が創設されましたり、森林を機能に応じて区分すること、これをゾーニングと呼んでおりますけれども、この区分が変わったりすることになります。このため新たな森林経営への取り組みが必要となってきますことから、これらに円滑に対応するためのシステムを構築するものであります。また、伐採地の把握を人工衛星画像データの解析によって効率的かつ的確に実施することとしております。

次に、2の事業の概要でございますけれども、(1)にありますように、予算額といたしましては1,463万1,000円をお願いしております。

また、(4)の事業内容であります。この事業は大きく2つに分かれております。まず、①の森林経営計画策定システム等整備事業でございます。この中がさらに2つに分かれておりまして、まず、アにありますように、森林経営計画を策定する森林所有者及びそれを認定する県、

市町村の策定・認定の事務処理が円滑に行えるように新たなシステムを開発するものであります。またもう一つは、イにありますように、現在、国が定めている3つの機能区分を、国が新たに例示する6つの機能や、市町村等が独自に創設する機能に区分することになるため、これらに対応できるように森林GIS等を改修するものでございます。

次に、②の宮崎型伐採地調査システム等導入事業では、これまでマンパワーで行ってまいりました伐採地の把握をさらに効率的、的確に実施するため、今後は、林業技術センターが平成21年に開発いたしました人工衛星画像データを解析する方法を導入することとしております。

説明は以上でございます。

**○水垂山村・木材振興課長** 資料の18ページをお開きください。新規事業、林業事業者確保・育成対策事業でございます。

事業の目的でございますけれども、林業就業経験のある、いわゆる再参入者の確保・育成を図るとともに林業事業者等の取り組みを評価する制度を創設することにより、雇用や就業環境の改善等を図るものでございます。

予算額は950万円で、事業期間は3カ年であります。

(4)の事業内容でございますが、①の即戦力となる人材確保事業では、2年以上の林業経験者を雇用しOJT研修を実施する事業者に対し、1人当たり月額3万円を1年間に限り補助するものでございます。また、②の林業技術修得促進事業及び③の中核認定林業事業者認定事業では、伐採や架線集材作業などにおいてすぐれた林業技術者を表彰するとともに、就労環境の整備や労働安全、生産性の向上等にすぐれた事業者を中核認定林業事業者として認定し、林

業技術者の技術の向上と事業者の意欲的な取り組みを促進するものでございます。この事業の取り組みによりまして雇用の場の確保と就業者の定着が促進されますとともに、就業者の技術力向上によって生産性が高まることにより適正な森林整備が促進されるものと考えております。

説明は以上でございます。

**○武田みやざきスギ活用推進室長** 20ページをお開きいただきたいと思います。新規事業の「チームみやざきスギ」による県産材安定供給推進事業でございます。

1の事業目的ですけれども、充実する森林資源の活用を図っていくため、総力戦で県産材の販路拡大に取り組む必要があることから、行政と民間一体となってサポートする「チームみやざきスギ」を新たに立ち上げて、県産材の定時・定量による安定供給をオールみやざきで推進するものであります。

2の事業概要でございます。予算額が1,720万円で、緊急雇用創出基金を活用することとしております。

次に、(4)の事業内容でございます。①の「チームみやざきスギ」推進本部事業では、県及び木材産業団体をメンバーとする「チームみやざきスギ」を立ち上げて、県産材の販路拡大や安定供給に向けてその課題を整理、また解決策等を検討することとしております。

②の県産材安定供給戦略推進事業でございます。製材工場のグループで組織する実践チームで行う大手ハウスメーカーへの共同出荷など売り込んでいく取り組みを支援するというところでございます。「チームみやざきスギ」が大口需要者へのPR活動や情報収集、供給工場のマッチング指導等をサポートすることとしております。この事業を通じまして、大口需要者に大量かつ

いろいろな県産材供給が進んでいくものと考えております。

山村・木材振興課関係は以上でございます。

**○橋本環境管理課長** それでは、資料の22ページをお開きください。その他の報告事項としまして、まず、環境中の放射能調査についてでございます。

①のとおり、本県におきましては、文部科学省の委託を受けまして昭和63年から衛生環境研究所において、表1の左側の欄にありますとおり、降下物——これは地上に降下いたしました大気中のちりや雨のことでございます。それから空間放射線量率——これは1時間当たりの空気中の放射線の量のことでございます。それからその下、水道水につきまして、それぞれその右側、真ん中の欄のような内容で放射線の調査を行っております。今回の福島第一原発の事故に伴いまして、文部科学省の指示により、3月12日以降、表の右端の欄のとおり、降下物につきましては、これまでの一月分の測定に加えまして毎日24時間分の累積を、また水道水につきましては毎日1回の測定を行っております。

次に、②の調査結果でございます。下の表2をごらんください。まず降下物についてでございますが、真ん中の欄にありますとおり、3月1日から4月1日の1カ月間の累積から、1平方キロメートル当たり、ヨウ素131が1.9、セシウム134が0.08、セシウム137が0.13メガベクレルそれぞれ検出されました。また右の欄のとおり、24時間の累積からも、3月29～30日及び4月5～6日にかけて2回、ヨウ素131がそれぞれ2.5メガベクレル検出されました。いずれも福島第一原子力発電所の影響と思われませんが、検出されました濃度はごく微量であり、これら降下物から1年間に受ける放射線量は、自然界

から1年間に受ける量と比較して、1カ月分の累積では5万分の1以下、24時間の累積では100万分の1以下に相当する極めて低い値であり、健康への影響はございません。

次に、空間放射線量率についてでございますが、真ん中の欄にある過去5年間の測定値と比べますと、右側の欄のとおり、3月12日以降の測定値につきましては1時間当たり0.025～0.047マイクロシーベルトであり、変動は見られないところでございます。

次に、水道水についてでございますが、これまで放射性物質は検出されておられません。

なお、参考といたしまして、右側23ページに測定機器の写真等を掲載しておるところでございます。

今後も文部科学省と緊密な連携を図りながら正確な調査に努めますとともに、引き続き、迅速でわかりやすい公表に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○福田循環社会推進課長** 委員会資料の24ページをお開きください。エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

まず、①浸出水調整池補強工事の進捗状況についてでございます。浸出水調整池を構成する4つの水槽のうち、1—1及び1—2水槽の補強工事が3月末までに完了しまして、それまで使用していた第3水槽から切りかえて使用を開始しております。公社では、ことし12月末までに補強工事のすべてを完成することとして、現在、第2水槽の施工等に鋭意取り組んでおりますが、工事費用の増額が見込まれるところであり、今後、公社、県、関係市町村でその対応について協議することとしております。

次に、②浸出水処理水の下水道放流についてでございます。公社は、塩化物を含む浸出水処理

水を宮崎市の公共下水道へ放流するための施設を整備することとしております。この工事に要する費用4億3,600万円につきましては、県及び関係市町村が23年度当初予算に計上しておりますので、公社は現在、着工に向けた準備を進めているところでありまして、来年3月までに完成させたいとしております。

最後に、③損害賠償請求訴訟の状況についてであります。昨年4月の提訴後、8回の審理手続等が行われておりますが、弁護団からは、争点が専門的かつ多岐にわたるため、裁判は長期化し、一審判決まででもまだ2～3年はかかるとの見解が示されております。

私からは以上であります。

○森自然環境課長 宮崎県版レッドデータブックの改訂について御報告いたします。

お手元にレッドデータブック改訂版をお配りしておりますが、可能な限り写真を掲載いたしまして生息状況、種の解説などを行い、見やすい編集に心がけたところでございます。

その概要については、委員会資料の26ページ、最後のページで御説明をいたしたいと思っております。

1の目的でございます。本県には約1万種の野生生物が生息していると言われておりますけれども、近年、里山の荒廃などによりまして野生生物を取り巻く環境は厳しくなりつつありまして、種によっては絶滅の危機が生じているところでございます。このため、絶滅の危機に瀕している野生生物の現状を明らかにし、その保護への取り組みの基礎となる資料を提供することなどを目的にいたしまして、平成12年以来約10年ぶりに改訂版を発行したところでございます。

次に、改訂版の概要の(1)掲載種数とその増減についてでございます。まず植物であります。表の左から順に、カテゴリー、2000年版の

掲載種、改訂版の掲載種を記載しております。今回の改訂版では、掲載種は、計の欄のところでございますが、879種と前回に比べて161種の増加となっております。主な内訳といたしましては、表の下に「(カテゴリーの定義)」という表記がございますが、一番上の本県では絶滅したと考えられる絶滅が、表の一番上にありますように15種の増加、3つ目の本県において絶滅の危機に瀕している絶滅危惧Ⅰ類が190種の増加、種の存続への圧迫が強まっている準絶滅危惧が28種の増加となっております。また、情報不足や重要な種につきましては、調査が進んだことからそれぞれ減少いたしまして、その分絶滅危惧種が増加した結果となっております。なお、改訂版で追加されました主な種につきましては、表の一番右の欄に記載しているところでございます。

次に、動物では、表の計の欄にありますように掲載種数が607種となりまして、前回に比べて137種の増加となりました。主な内訳としましては、絶滅危惧Ⅰ類が45種、Ⅱ類が29種の増、準絶滅危惧が31種の増などとなっております。

この結果、植物と動物を合わせまして掲載種は1,486種となりまして、298種を追加掲載したところでございます。

主な原因は、(2)にありますように、宅地開発に伴う埋め立て、土地造成に伴う環境の改変、あるいは観賞用のための採取、加えまして、近年、シカの食害によるものが顕著であるというふうに報告されてございます。

また、(3)にありますように、改訂版を1,000部作成いたしまして、広く県民が閲覧できますように、県内の公立図書館、小中高校、大学等に配付するとともに、公共工事等を行う上で配慮すべき指標として活用していただきますよう、

県の関係部局、市町村に配付したところでございます。今後とも、有効に活用いたしまして危機に瀕している野生生物の現状を広く県民に周知するとともに、関係機関と連携して野生動植物の保護に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○田口委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○押川委員 6ページのカーボンアクションフォローアップ事業でありますけれども、「条例改正の主な内容」の中で「一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して」ということでありますが、事業者はおおむね県内でどのくらい把握されているんですか、どのくらいされようとしているんでしょうか。

○山内環境森林課長 現在出していただいている事業者数は75事業者であります。実は1種、2種とございまして、計画書及び報告書を提出していただく事業者が44、状況報告書だけ提出していただく事業者が31の、75が現在の対象事業者であります。以上です。

○押川委員 それで、パンフレットとか説明会というのは、75の事業者の方々を対象にということよろしいでしょうか。

○山内環境森林課長 現在、それを拡大しようということで考えておりまして、ここに書いてございますように、工場、事業場に加えて、コンビニエンスストアとかレストランなどのフランチャイズ店、トラック・バス・タクシー事業者ということで、既に着手しておりますけれども、4月から対象となるの方々に対して、事前の説明会を現在はやっているところでございます。申し上げたパンフレットの作成というのは、その分も含めまして、条例改正後はパンフレットの作成をして周知を図りたいし、事前に十分説

明をして基準を決めていきたいというふうを考えております。

○押川委員 最後に、勧告に従わなかった場合の公表、あるいはペナルティーとかいうものは何かあるんでしょうか。

○山内環境森林課長 現在考えております条例改正内容として「勧告に従わなかった場合の公表」ということで、まずは提出いただけない場合にはお願いをして出していただくように、今のところ考えておりまして、どうしてもそういうお願いに従っていただけない場合には、理由等もお聞きしてその上でというふうには今は考えております。以上です。

○押川委員 次に、浄化槽適正管理強化事業であります。これも職員の方と何回か議論させていただいたところであります。特に法定検査、11条検査において、本年度も32名、緊急雇用創出の中でやられるということでもありますけれども、昨年やられた中での11条の法定検査の実績はどのくらい上がっているのかちょっと教えてください。

○橋本環境管理課長 昨年の事業は、今年度の事業と同じように、法定検査を受けておられない方に文書でお呼びかけをするというものでございました。昨年、文書でお呼びかけをいたしましたところ、平成21年度末の受検者、検査を受けておられるところが約2万1,000基でございます。この事業を昨年度行ったことによりまして、平成22年度末は約3万5,000基検査を行ったということでございます。約1万4,000基ほどふえたということでございます。

○押川委員 合併浄化槽を設置されている方は全員の方が法定検査を受けるということが法的に義務づけられていると。その中によって今、こういった形の中での啓発活動をされていらっ

しゃるということで理解しております。宮崎県内で検査するところは今のところ1検査所ということでありまして、県内の14～15万基の合併浄化槽、こういう形でこれが毎年強化事業というものがあればいいんでしょうけれども、検査率をどの辺まで想定されて——私は全戸しなくちゃ不平等だというお話を実はしているんですけども、現状、どういう取り組みで、検査率をどのくらい上げることをの目標なりあれば教えていただきたいと思います。

**○橋本環境管理課長** この法定検査につきましては、検査機関を都道府県知事が指定することになっておりまして、現在、環境科学協会というところを検査機関として指定しております。環境科学協会におきましては、昨年度、この事業によりまして検査がふえるということをご想定してはいたところでございますが、予想以上に検査を受けていただく方がふえたということをごさしまして、それに対応するために、検査員と従事する職員の増強、それから体制も協会全体で、必要であれば他の部門からも応援をするという形でやっていただいているところでございます。今後、この事業をことし行うことによりまして、さらに検査を受けていただく方はふえてくるものと考えているところでございます。

ただいま委員おっしゃいましたとおり、最終的には、義務づけでございますので、すべての方に検査を受けていただくことを目指して私どもは取り組んでいきたいと思っております。今のところは、環境科学協会、努力していただいておりますので、それをさらに続けていただくことを指導していきたいと考えております。

**○押川委員** この法定検査、はがきが来るんですけども、3,800円。それに対してかなり県民

の皆さん方も、保守点検などをしていて、なぜまた11条検査なのかということでのいろんな意見が出ておるということを我々も耳にしておるところであります。そういう中で、この法定検査を受けなくても受けても何ら規制がないということをお聞きですけれども、この事実関係はどうでしょうか。

**○橋本環境管理課長** この法定検査につきましては義務ということでございますので、法律におきまして罰則規定というのが設けられているところではございます。しかしながら、浄化槽を適正に管理し、河川をきれいにする、生活環境をきれいにするという取り組みにつきましては、押しつけられてやるというものではなく、設置者の方が自発的に環境への取り組みをやっていただく、それを地域の方々とも協力しながら地域全体で取り組んでいただくというようなものであると考えております。したがって、この検査を受けておられないからといって罰則等の適用というのはすぐにはないと考えておりますし、そもそもこの罰則規定につきましては、検査を受けていない浄化槽によって周辺環境が汚染されているといった事実が確認されたとき等を想定しているものでございます。私どもとしましては、検査を受けていただくよう、あくまでも丁寧に御説明しながら皆様方に御理解をいただくということをしていくことになるかと考えております。

**○押川委員** 最後にしますが、そういうことなんですけれども、そこに不平等感というのがあられるわけですから、検査体制が、1社だけではなくて、これを何らかの形で2社、3社——他県もやっていらっしゃるわけでありまして、そういう方向で本県も検討してみる、そういったものがあってもいいんじゃないかというふうに

私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○橋本環境管理課長** 浄化槽の指定につきましては、浄化槽法の施行規則におきまして浄化槽指定機関の基準というものが定められております。具体的に申し上げますと、例えば、「職員、設備、検査業務の実施の方法その他の事項についての検査業務の実施に関する計画が、検査業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」等5項目程度でございますが、それらのすべての要件を満たしていると認められるときでなければ指定をしてはならないということ。同じ55条にもう一つございまして、こちらは、「一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること」、それから、「役員の構成又はその行う検査業務以外の業務により検査業務を公正に実施することができないおそれがあること」、これらにつきましてはいずれかに該当するときには指定をしてはならない、そのような規定でございます。指定検査機関につきましては、これらの基準に照らし合わせまして、現在の検査体制などさまざまな状況を勘案いたしまして、浄化槽法の目的であります、生活環境の保全、公衆衛生の向上という観点から慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○中野委員** 23ページ、今、東電の原発の問題、本当に深刻な問題を出しております。私、いろいろ見ていると、マイクロシーベルトで単位が出たりミリシーベルトで出たり、それでもって大量に放射能をかぶるとかね。ミリで出ると、CT、首から下まで撮ったら60ミリシーベルト、60ミリシーベルトを1,000倍してマイクロシーベルト、単位がばらばらになっているけど、ぜひその辺を普通にわかりやすく。マイクロでやるとかなり大きい数字になったりとかね。こういうのを出すときには自然界で出ている放射

線とあわせながら出さないと、風評じゃないけれども、ぜひその辺しっかり出してください。

**○橋本環境管理課長** ただいま委員のほうから御意見ありましたとおり、確かになじみのないものでございますので非常にわかりにくうございます。マイクロシーベルト等の単位につきましては、23ページの一番上の点線囲みの中に書いてはございますが、委員のおっしゃいますとおり、なるべく皆さんにわかっていただけのように、できれば統一した単位等を出していきたいと考えております。

**○押川委員** 14ページでありますけれども、有害鳥獣についてちょっとお聞きいたします。昨年から本年にかけてということですが、22市町村、48名の方を対策指導員という形で配置をされるということですが、これは毎年違う人が当たられるわけですか。

**○森自然環境課長** この事業、緊急雇用創出基金を活用していることもあり、継続しては雇用できないというふうになっておりまして、単年度、単年度の雇用となっております。

**○押川委員** こういう方々を配置されて、本当にシカ、猿、イノシシあたりが減少しているのか、実績がわかれば教えていただきたいと思っております。

**○森自然環境課長** 昨年度の実績は、22市町村で48名の対策指導員によりまして、シカが1,339頭、猿が99頭、その他となっておりますが、多分イノシシだと思うんですが、313頭という実績が上がっております。

**○押川委員** はい、わかりました。

**○田口委員長** ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、以上をもって環境森林部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時57分再開

○田口委員長 それでは委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、延岡市選出の田口でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

昨年におきましては、農政水産部は日本でも一番忙しい部ではなかったかと思っております。それは言うまでもなく口蹄疫であり、鳥インフルエンザの発生でございました。そういう意味では今回、防疫体制をしっかりとつくっていかねければなりませんし、また再生・復興に向けて全力を傾注していかねばならない、そんな大変なときだと思っております。私ども全力を尽くして頑張りますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、私の隣が、都城市選出の二見副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、宮崎市選出の福田委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

西都市・西米良村選出の押川委員でございます。

向かって右側ですが、児湯郡選出の坂口委員でございますが、本日は欠席をいたしております。

次に、宮崎市選出の新見委員でございます。

串間市選出の岩下委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の阿萬主幹でございます。

副書記の押川主任主事でございます。

次に、農政水産部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○岡村農政水産部長 農政水産部長の岡村巖でございます。よろしくをお願いいたします。

農水産業を取り巻く状況というのは大変厳しいものがございますが、農政水産部職員一丸となりまして、本県の農業、水産業、また農村・漁村の発展のために全力で取り組んでまいります。田口委員長を初め委員の皆様方には、御指導、御鞭撻のほどどうかよろしくお願いいたします。

まず、説明に入ります前に、一言おわびを申し上げます。既に報道されておりますが、今月の20日に、西諸県農林振興局の職員が県の迷惑防止条例違反容疑ということで逮捕されるという事件が発生いたしました。私ども、口蹄疫や鳥インフルエンザ、また新燃岳の噴火等の相次ぐ危機事象に対応しているさなか、またそれからの復興に職員一丸となって取り組ませていただいているさなかのことでございまして、このような事件が発生いたしましたことはまことに遺憾でございまして、県民の皆様には深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今後、一層の綱紀肅正を図りますとともに、公務員倫理、また全体の奉仕者としての意識の徹底を図ることによって、県民の皆様の信頼の回復に一生懸命努めてまいりたいと考えております。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、お手元の常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側の目次をごらんください。本日は、私のほうから、農政水産部幹部職員名簿以下6つの項目について説明させていただきます。

まず、本年度の農政水産部の幹部職員を紹介させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。なお、課長補佐等につきましては、時間の関係もございまして、紹介を省略させていただきます。

それでは、総括次長の緒方文彦でございます。

農政担当次長の押川延夫でございます。

水産担当次長的那須司でございます。

畜産・口蹄疫復興対策局長の永山英也でございます。

農政企画課長の郡司行敏でございます。

ブランド・流通対策室長の鈴木大造でございます。

地域農業推進課長の奥野信利でございます。

連携推進室長の工藤明也でございます。

営農支援課長の山内年でございます。

農産園芸課長の加勇田誠でございます。

農村計画課長の三好亨二でございます。

畑かん営農推進室長の宮下敦典でございます。

農村整備課長の宮川賢治でございます。

水産政策課長の鹿田敏嗣でございます。

漁業・資源管理室長の成原淳一でございます。

漁村振興課長の神田美喜夫でございます。

農業改良対策監の戸高憲幸でございます。

消費安全企画監の上山伸二でございます。

漁港整備対策監の与儀新二でございます。

復興対策推進課長の日高正裕でございます。

畜産課長の児玉州男でございます。

家畜防疫対策室長の岩崎充祐でございます。

工事検査監の中尾正史でございます。

総合農業試験場長の串間秀敏でございます。

県立農業大学校長の井上裕一でございます。

畜産試験場長の税田緑でございます。

水産試験場長の山田卓郎でございます。

以上であります。

次に、資料の4ページには農政水産部の執行体制図を記載しております。今年度の組織改正による主な変更点が3つございます。説明させていただきます。

まず1点目ですが、体制図の下段をごらんください。口蹄疫からの再生・復興のための施策を関係部局が連携しながら迅速かつ的確に推進するため、「畜産・口蹄疫復興対策局」を新設し、復興対策を全庁的に進める「復興対策推進課」と、畜産振興を図る「畜産課」を設置いたしました。さらに、口蹄疫を初めとする家畜防疫対策に機動的に対応するため、畜産課に「家畜防疫対策室」を設置するとともに、児湯地域において関係団体等との総合調整を図りながら各種施策を着実に推進するために、児湯農林振興局内に「児湯地域復興担当」——これは復興対策推進課との兼務になりますけれども——を設置したところでございます。

2点目といたしましては、国営かんがい排水事業及び関連事業と畑作振興の一体的な推進を図るために、農村計画課に「畑かん営農推進室」を設置いたしました。

3点目といたしましては、漁獲の手段である漁業と、漁獲の対象である資源の一体的な管理を推進するために、水産政策課内に「漁業・資源管理室」を設置いたしました。

以上、1局10課5室体制で農政水産部の業務を執行してまいる所存でございます。

続きまして、5～6ページに部内各課の分掌事務を掲載しておりますが、こちらは後ほどご

らんいただければと思います。

次に、資料の7ページを御説明させていただきます。大項目Ⅳの平成23年度農政水産部予算編成の基本的な考え方についてでございます。平成23年度当初予算につきましては、いわゆる骨格予算としての編成となりましたが、口蹄疫復興対策など早急な対応を要するものや、年度当初から必要な経費等を当初予算として編成し、できる限り生産現場に影響が生じないよう措置したところでございます。また、極めて厳しい財政状況の中で、施策の選択と集中を進めつつも、本県の農水産業を収益性の高い生産構造へと転換していくために、「農水産業者の所得向上」と「農水産業を核とした地域経済の活性化」を目的とし、口蹄疫からの再生・復興を第一に取り組む予算として編成いたしました。

具体的には、(2)に23年度予算編成における5つの視点ということで記載しております。①の危機事象への備えと対応では、口蹄疫からの再生・復興のために必要な施策や、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など危機事象への対応を強化すること、②の収益性の向上では、ブランド対策や6次産業化、コスト低減など生産・流通対策の強化を図ること、③の資源のフル活用では、人や農地、施設・機械等の経営資源を有効活用し、農水産業を支える担い手の育成を強化すること、④の食料自給力の向上では、産地構造改革のための施設整備や農地対策を強化すること、⑤の環境負荷の軽減では、農水産業における低炭素社会への貢献や、環境保全型農水産業の展開に向けた支援を強化していくこと、以上5つの視点により体系化した予算編成によりまして、「儲かる農業の実現」とともに「農水産業による地域経済の活性化」を目指し、本年度から取り組む新たな農業・農村振興長期計

画への着実な橋渡しを推進することとしているところでございます。

次に、8ページをごらんください。大項目Ⅴの平成23年度農政水産部歳出予算(骨格)の別概要についてでございます。農政水産部の平成23年度当初予算につきましては、表の中ほどに記載しておりますが、一般会計で291億6,556万3,000円、対前年当初比77.5%、特別会計で3億8,539万4,000円、対前年当初比88.4%、農政水産部合計では295億5,095万7,000円、対前年当初比77.6%であります。予算の執行に当たりましては、各事業の早期着手に取り組み十分な進行管理を行いますとともに、効率的な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料の9ページ、10ページに当初予算の新規・重点事業等を体系的に整理しております。本日は、網かけをしております11の事業について説明資料を掲載しておりますが、後ほど関係課長から線で囲っております3つの事業につきまして説明をさせていただきます。

次に、報告事項が3件ございます。まず、口蹄疫からの再生・復興につきましては、昨年8月に策定した「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、今後、中長期的な対応を要する事項について、平成23年度から3年間の工程表を作成いたしましたので、その概要等を説明させていただきます。また、梅雨に入りましたので幾分状況は改善しておりますが、渇水による農業への影響等についてと、新燃岳に係る営農対策等の取り組み状況について、関係課長から報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。よろしく願いいたします。

それでは私のほうから、平成23年度の新規・重点事業につきまして御説明させていただきます。

常任委員会資料の13ページをお開きください。県単事業でございますけれども、みやざき農畜産業復興支援システム整備事業でございます。

まず、1の事業目的でございますけれども、本県で発生いたしました口蹄疫あるいは鳥インフルエンザにつきましては、本県の畜産業を初めとして多大な被害を生じているところでございますが、今後は、この教訓を生かしてしっかりとした防疫体制を構築することが不可欠でございます。この事業につきましては、その一環といたしまして、畜産情報の的確な把握とともに、それらの情報を地図情報システムに集積いたしまして家畜防疫モデルシステムを構築することにより、防疫体制の強化を図るものでございます。

2の事業概要でございますけれども、予算額につきましては1,765万4,000円、事業主体につきましては県及び宮崎県土地改良事業団体連合会でございます。

事業内容につきましては、次のページの14ページをごらんいただきたいと思います。まず、上の囲みにあるとおり、既に宮崎県土地改良事業団体連合会におきまして、国の補助も受けて約5億円の費用をかけまして、デジタル化された地形図あるいは航空写真——デジタルオルソ画像と呼んでおりますけれども、こういったデータを整備いたしまして、「水土里情報システム」と呼んでおります農地地図情報を活用することによってございまして、家畜防疫システムとして機能強化を図った上で、下の囲みの左上に示しておりますけれども、本事業で実施します飼養実態調査等により把握する家畜防疫情報に加

えまして、一番下の囲みにありますとおり、埋却地あるいは消毒ポイント等の情報を入力することで家畜防疫モデルシステムを構築するものでございます。これによりまして各農場ごとの家畜頭数あるいは飼養状況、埋却地などの的確な把握、情報管理、一定地域内の瞬時の飼養頭数の集計処理等を可能とするものでございます。

なお、本システムにつきましては、既に設置しております、県、全市町村、JA等で構成されます協議会において情報の共有を図りながら行っていくこととしてございます。本事業によりまして全国のモデルとなる総合的な復興支援システムを構築し、強固な防疫体制、畜産農家の経営安定を実現していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** 復興対策推進課でございます。特定疾病フリー地域支援事業につきまして御説明させていただきます。

15ページをお開きください。本事業は、目的にございますように、ほとんど家畜のいなくなった西都・児湯地域におきまして、豚のオーエスキー病やPRRS、牛白血病といった特定疾病のない地域を実現するために、必要な抗体検査や家畜導入等への支援を行うものであります。

2の事業概要にございますけれども、一番上の豚につきましては、SPF農場等からの豚を導入する際にオーエスキー病やPRRSの検査を行うとともに、陰性の豚を導入する経費の一部を助成するものでございます。4月20日現在で6,392頭の豚の再導入が進められておりますけれども、疾病フリーに取り組むことによりまして生産性が格段に向上したという成果が上がっている状況でございます。

次に、中段の肉用牛につきましては、抗体検査で陽性となった子牛や乳牛の転用を行う際に

一定の助成を行うということで予算措置を行ったところでございます。しかしながら、4月以降、実施に向けた関係団体との協議を重ねる中で、検査の対象なり検査の時期、転用の方法などにつきましてさまざまな意見があるということでございまして、その具体的な方法なり進め方につきましては、今後、関係者も含め早急に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、③と④の抗体検査なりを行う経費や防疫演習等に要する経費とあわせまして、2の事業概要の一番上、予算額のところでございますように1億2,325万6,000円の予算となっております。以上であります。

**○加勇田農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

お手元の資料の19ページをお開きください。戸別所得補償制度導入円滑化対策事業について御説明いたします。

本事業は、1の事業の目的にございますように、本年度から本格実施されます戸別所得補償制度の円滑な推進に向けた体制を強化するとともに、制度を活用した計画的な作物の生産や農家所得向上に向けた取り組みを支援するものでございます。

右側の20ページをごらんください。まず、戸別所得補償制度の概要でございますが、1つ目の米に対する助成では、標準的な生産費と販売価格の差額の補償、補てんが行われることになってございます。またその下、水田活用の所得補償交付金につきましては、麦、大豆、飼料作物などの戦略作物に対する助成のほか、二毛作助成や耕畜連携助成、さらに、地域の実情に応じて野菜等の助成に活用できる産地資金がございまして、また、麦、大豆、ソバ等を対象とした畑

作物の所得補償交付金や、規模拡大等への加算措置も行われることになってございます。

今回の事業につきましては、下半分の四角囲みでございますように、左側の戸別所得補償制度導入支援事業により制度の周知徹底や交付事務に必要な経費の支援を行い、制度への加入促進や事務手続の円滑化を図ることとしております。また、右側の戸別所得補償制度活用推進事業により推進体制の強化や地域活動への支援を行いまして、生産性の高い水田農業等の推進を図ることとしております。

予算額につきましては、19ページにお戻りいただきまして、2の(1)でございまして、本年度5,264万1,000円、事業期間は25年度までの3年間でございます。

説明は以上でございます。

**○日高復興対策推進課長** それでは、口蹄疫からの再生・復興に係る工程表ということで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、常任委員会資料の33ページをお開きください。1の目的にもございますけれども、工程表につきましては、昨年8月に策定いたしました再生・復興方針を基本にいたしまして、平成25年度までの3カ年間につきまして、その取り組みを促進するために策定したものでございます。

また、策定に当たりましては、3の策定の経緯にございますけれども、児湯地域はもとより、市町村や関係団体との意見交換を行いながら、その結果を踏まえて取りまとめを行ってきたところでございます。

具体的な内容につきましては、お手元に別冊資料といたしまして口蹄疫からの再生・復興に係る工程表というものを準備させていただいておりますので、そちらのほうをごらんいただ

きたいと考えております。

お手元の工程表を1ページめくっていただきまして、目次でございます。工程表につきましては、目次でございますように、Ⅰの工程表の策定に当たってと、Ⅱの基本的な考え方と構成、Ⅲの工程表本体の3つで構成してございます。

1ページめくっていただきまして、Ⅰの工程表の策定に当たってでございますけれども、このページにつきましては再生・復興方針の要約を記載してございまして、(2)再生・復興に向けた取り組みといたしまして、まず、全国のモデルとなるような安全・安心な畜産経営の再構築、その下のウ産地構造・産業構造の転換、一番下の⑤地域振興対策などの取り組みを進めることとしてございます。

このような取り組み、基本的な考え方の中で、2ページの上段にございますように、22年度中に緊急に対応したものといたしまして、手当金の支払いや観察牛の導入、中間保有施設の整備など、それぞれの項目について緊急的な施策を実施させていただいたところでございます。

また、一番下の表でございますけれども、再生・復興の取り組みを安定的に支援するために4つの基金を設置し、今後の取り組みの財源を確保したところでございます。

これらの取り組みを進めてきた結果、3ページの表の右下にございますように、農場ベースで50%、頭数ベースで32%の経営の再開状況ということになってございます。

また、4ページの上段の子牛価格につきましては総じて高い状況にありますけれども、その下の枝肉価格の欄は低迷しているというような状況でございまして、現状分析の下の段落にございますように、韓国などでの口蹄疫の発生な

り飼料価格の高騰、子牛価格の高騰、それから先ほど申し上げました枝肉価格の低迷、さらにはTPPへの不安などによりまして経営の再開を迷っている状況かと思われま

す。1ページめくっていただきまして、5ページでございます。県内経済の状況につきまして5つほど指標を掲げてございます。一番下にございますように、昨年8月以降回復の兆しが見えてはいたんですけども、1月の新燃岳の噴火なり東日本大震災の影響等によりまして、持ち直しの動きが鈍化してきている状況でございます。

こういうような中で、6ページに工程表の策定なり推進の基本的な考え方といたしまして3つ掲げてございます。口蹄疫の蔓延が県内経済に及ぼす影響は非常に甚大なものになるということから、1番目にございますように、防疫体制なり防疫対策の充実強化を最優先としてまいりたいと考えてございます。その上で、(2)にございますように、畜産や農業のバランスがとれた強い産業構造を築くために思い切った施策を展開するとともに、(3)にありますように、関係機関・団体との十分な意見交換なり連携を図っていきたくておるところでございます。

1ページめくっていただきまして、7ページでございます。再生・復興の目指す姿を関係者で共有するという観点から、目指す姿を記載してございます。

まず、畜産・農業分野におきましては、安全・安心の確保を基本にいたしまして、付加価値や収益性の高い畜産・農業を構築したいと考えてございまして、アにありますように、安全・安心の確保のためには、ウイルスの侵入防止なり埋却地の確保、特定疾病のない地域の構築など

の視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。また、イの付加価値や収益性を高めるためには、飼養密度の適正化による生産性の向上なり6次産業化・農商工連携、耕種への転換などの視点を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

具体的には、右側のイメージ図を見ていただきますと、各農場にはそれぞれ消毒施設ということでシャワー施設みたいな絵が描いてございますけれども、そういう消毒施設を整備するとともに、農場ごともしくは共同で埋却地を確保した上で、図の左下のほうにございますけれども、事故率の低減による生産性の向上なり、その右にありますような農場レストランなどの農商工連携なり、複数の農場が連携した6次化の取り組み、それから経営の一部を耕種に転換するというような取り組みによりまして、農家全体の所得確保を図ってまいりたいと考えております。

また、7ページに戻っていただきまして、このような取り組みを進める中で、②の経営再開の見通しでございますけれども、基本的には、経営再開に当たっては農家の意向に沿って対策を進めてまいりたいと考えておりますが、一方では繁殖農家は非常に小規模で高齢化も進んでいる状況から、再開に伴います新たな設備投資なり、将来への不安で再開を断念する農家も相当数見込まれるのではないかと考えております。このため、下段のほうにございますけれども、西都・児湯地域の経営再開は、発生前に比べまして、農家ベースで7～8割程度、頭数ベースで9割程度にとどまるものと厳しく想定をさせていただきますと、その中でも少しでも多くの農家の方々に経営を再開していただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えてございま

す。

また、1ページめくっていただきまして、9ページでございます。県内経済全般、それから西都・児湯地域につきましても、農商工連携なり6次化の取り組みを進める中で、企業なり団体の皆さんが安心して事業が展開できて、しかも地域が自律的に発展していけるような支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、10ページでございます。工程表の構成ということで、工程表につきましては中長期的な課題につきまして、中ほどにありますような(1)～(9)の9つの項目に整理をした上で3年間の取り組みを明らかにして、関係者と一体となってスピード感を持った取り組みを進めることとしてございます。このうち、防疫体制の強化など、県が中心となって早期に取り組むべき課題につきましては、より具体的な取り組み内容とスケジュールをお示ししているところでございます。

なお、適正飼養密度なりゾーニング、もしくは先ほど御説明しました特定疾病のない地域の構築などの項目につきましては、これまで県としての考え方を十分に示していなかったことも否めないところから、関係者の共通理解が得られるとは言えない状況だと認識してございます。このため、先ほども申し上げましたけれども、関係者の皆さんと早急に意見交換を行いながら、県としての考え方や具体化に向けた取り組み、検討方法なりを示させていただくこととしております。

これらの取り組みを進める体制といたしましては、4の推進体制にございますように、復興対策本部を中心に以下の会議等を開催しながら、その進行管理なり工程表の充実、見直しを進め

てまいりたいと考えております。

1 ページめくっていただきまして、これらの取り組みを進める上での現時点で想定する財源を記載してございます。下の表を見ていただきますと、国の補助事業なり各種基金を活用して、今後この取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

13ページをお開きください。先ほど説明いたしました9つの項目をそれぞれ大項目に記載してございます。大項目、中項目、小項目とございますけれども、主なものにつきましてかいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

まず、防疫体制の強化でございます。①の防疫体制の整備のところのウにございますけれども、今回の口蹄疫の発生を踏まえまして、家畜防疫員の数や体制の考え方、もしくはエにありますように民間獣医師の活用の考え方を整理していかなければならないと考えてございます。またあわせて、オにございますように、市町村や関係団体の皆さんとの防疫協定の締結なり、その改定などを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、15ページでございますが、中項目の2番といたしまして、引き続き、水際防疫の徹底につきましてお願いをしてまいるとともに、(3)の地域防疫の徹底にございますように、地域防疫を徹底するため、市町村の自衛防疫推進協議会の機能を拡充しながら、地域を防疫する主体としてその取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

次に、17ページでございます。ここでは農場の防疫体制の徹底ということでございまして、①のエにありますように、家畜防疫員によります全農場への立入検査を実施するとともに、オなりカにございますように、自衛防疫組織によ

る定期点検や、獣医師なり J A 指導員などの通常業務の中で飼養衛生管理基準の遵守等を指導してまいりたいと考えてございます。また、情報を確実に関係者に届けるためにも、③のアにありますように、全農家を対象に家畜防疫情報メールの登録を促進してまいりたいと考えております。

次に、19ページでございます。ここでは、早期発見・早期通報・早期処置を確保する観点から、③の埋却地の確保でございますが、農場単位に近隣における埋却地の確保を進めるとともに、エなりオにございますように、確保した埋却地が利用できない場合に備えまして公有地のリストアップも行いながら、あわせて公有地を利用する際のルールづくりにつきましても検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、21ページをお開きください。畜産経営再開への支援といたしまして、経営の再開に当たりますには、アにございますようにアンケート調査を実施し、それをもとに現地の指導班が主体となって指導してまいりたいと考えてございます。また、(4)の特定疾病のない地域の構築なり、その下の(5)適正飼養密度・ゾーニングの検討の進め方について記載しておりますけれども、それぞれのイメージといたしまして、お手元の資料の29ページ、30ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、30ページの特定疾病のない地域の構築でございますけれども、上段の豚につきましては既に取り組みが進められておりまして、この取り組みを支援しながら、他の地域への取り組みにつきましても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、下の牛につきましては、先ほどの特定疾病の事業の中でも御説明申し上げましたけれ

ども、子牛を検査するのか、母牛を検査するのかといった検査のあり方なり、陽性牛への対処の方法をどうするのか、さらにそれに対する支援のあり方などにつきまして、現地でさまざまな意見がございます。こういったことから、関係者との意見交換を行いながら早急に具体的な取り組み方策について検討してまいりたいと考えてございます。

また、左側の適正飼養密度やゾーニングといった課題、もしくはその下の産地構造・産業構造の転換につきましても、それぞれそこに掲げておりますような項目に配慮しながら、そのあり方なり対応につきまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。

21ページにお戻りください。畜産経営再開への支援といたしまして、(6) 今後の畜産のあり方ということで、宮崎県産の牛肉なり豚のあり方につきまして検討会を設置し検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、23ページでございます。産地構造・産業構造の転換、それから安全・安心の確保につきましては、ここに掲げておりますように、耕種への転換なり6次産業化への対応なりにつきまして、先ほどの29ページ、30ページの取り組みとあわせて進めてまいりたいと考えてございます。

次に、25ページでございます。大項目の5～8として、埋却地の環境対策から地域振興対策ということで記載してございますけれども、この中で埋却地の環境対策といたしまして、まず、一番上のアにございますように、市町村単位に協議会を設置し適正に埋却地を管理していくとともに、その下、(3) 埋却地の再生活用に向けまして、農地としての再生利用を前提とした管理のあり方について検討してまいりたいと考

ております。

また、一番下の地域振興対策につきましては、発生が集中した西都・児湯地域におきましては、広域的な統一コンセプトに基づく象徴的な取り組みへの支援とあわせまして、各市町の取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

27ページをごらんください。経済雇用対策の取り組みといたしまして、中小企業支援から製造業等への対応につきまして記載してございます。この取り組みにつきましては、一番下の(8)にございますように、より具体的な取り組みといたしまして、関係団体とも十分意見交換しながらその取り組み内容につきまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

最後でございますけれども、本工程表は、現段階での取り組み方向につきまして関係者の共通認識となるように取りまとめたものでございまして、これを端緒といたしまして関係者の皆さん方との意見交換を重ねて、真の意味での再生・復興につながる取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

工程表の説明は以上でございます。

○山内営農支援課長 営農支援課であります。

それでは、渇水による農業への影響と今後の対応について御報告いたします。

常任委員会資料の34ページをお願いいたします。ことしの1月から5月中旬にかけてまして、宮崎市ではこの間の雨量が平年の27%と少なく、早期水稲を中心に影響が見られております。

まず、1の渇水による農業への影響でありませんが、(1)の早期水稲では、作付計画面積の約2%に当たる173ヘクタールで田植えができず、このうち62%は東臼杵南部が占めておりまして、これらの地域におきましては農業共済制度の対応を進めるほか、ページ中ほどの今後の対応に

ありますように、74ヘクタールもの普通期水稻や飼料作物等への転換が予定されているところであり、また、田植えはできたものの、水不足により乾田から白乾状態にある水田が、4月末時点の100ヘクタール程度から41ヘクタールにまで改善しておりますけれども、生育初期の影響も大きく、一部枯死した圃場もございまして、引き続き経過を観察していく必要がございます。

次に、(2)の飼料用稲及び普通期水稻であります。飼料用稲につきましては、4月下旬から用水が確保できる水田を優先して計画的な田植えが行われ、早期のものはほぼ終了いたしまして、次のピークは5月下旬からとなっております。また、1万1,000ヘクタール余の栽培が予定されております普通期水稻の田植え最盛期は、平年6月中旬でありますけれども、ことしの場合、用水の確保を考慮いたしまして、播種時期をおくらせるなどの対策が積極的に行われております。特に西白杵地域や五ヶ瀬川水系を抱えます県北部につきましては、節水や計画配水などの対応を徹底していく必要があるというふうに考えております。

35ページをごらんください。(3)のその他作物でございます。露地野菜や葉たばこにつきましても生育のおくれが見られておりましたけれども、5月上旬以降の降雨によりある程度は回復してきております。しかしながら、3月から4月にかけての低温の影響も重なりまして地域による生育差も見られ、カンショでは植えつけのおくれなどもあるところでございまして、加工原料の仕込みとか、品質、収量への影響など、今後の生育状況を引き続き観察していく必要があると考えております。

次に、2の渇水対策の状況でございます。こ

れまで県といたしましては、(1)にありますように、4月8日に県農業渇水対策会議を設置いたしまして、各地域に設置した地域対策会議と連携して各地域の状況の把握と情報の共有化を図りますとともに、(2)にありますように、早期水稻の水不足対策とか、少雨に関する農作物管理、早期水稻の他品目転換等の対策について周知徹底を図っているところでございます。

また、(3)の農業用水の渇水対策への支援といたしまして、既存事業にメニューを新たに追加することにより、井戸の設置とかポンプのリース等を助成する農業用水緊急渇水対策事業を創設いたしまして、地域の要望に対応しているところでございます。

さらに、(4)の各地域の取り組みといたしまして、土地改良区を中心に計画排水の実施とか節水の呼びかけが行われるとともに、育苗センターを中心に苗の老化防止対策が取り組まれました。特にJA日向では、例年4月中旬までの田植えを5月中旬にまで対応できるようにしたところでございます。

最後に、3の今後の対応であります。まず、(1)の早期水稻の未作付あるいは枯死等が見られる地域につきましては、冒頭に説明いたしました173ヘクタールを中心にいたしまして、戸別所得補償制度を活用した品目の転換や農業共済制度の対応を含めまして、地域や農業者に応じたきめ細かな対策の選定と推進を行い、農家所得の確保を図っていきたいと考えております。

また、(2)にありますように、今後、飼料用稲や普通期水稻の作付が本格化する地域では、引き続き、地域の利水者協議会での調整を行い節水や計画配水を徹底するとともに、必要に応じて田植えの時期をおくらせたり、苗の老化防止対策の強化を進めてまいりたいと考えており

ます。

御案内のように、今月23日には平年より8日早い梅雨入りが発表されましたけれども、今回の渇水はもともと、昨年夏以来のラニーニャ現象による少雨傾向から端を発するものでありまして、県内の河川状況は、一部を除き当面の間厳しい状況でございます。今後とも中長期的な視点を持ちまして農作物生育の経過に留意しながら適切な対応に努めていきたいと考えております。

渇水関係につきましては以上であります。

続きまして、新燃岳の火山活動に係る営農対策等の取り組み状況について御説明申し上げます。

資料は36ページをお開きください。まず、1の新燃岳火山活動の経緯であります。今回の被害に係る大きな噴火としましては、主に1月26日の北諸県・南那珂方面への降灰と、28日の西諸県・中部・児湯方面への降灰によるものでございまして、それぞれの火山灰の特徴も異なっております。これまで爆発的噴火の回数は13回となっており、現在、小康状態にあるものの、依然として予断を許さない状況でございます。

2の農水産物関係被害の概要であります。3月末日までの取りまとめといたしまして12億円余の被害金額となっており、その詳細は、38ページをごらんになっていただきますと、農作物等で6億700万円余、農地・農業用施設等関係で5億9,500万円となっております。

36ページに戻っていただきまして、3の対策の取り組み状況についてであります。まず、(1)にありますように、1月28日に農作物等被害対策会議を設置しプロジェクトチームを編成して、被害調査とその検討を踏まえた対策の推進を図ってございます。また、各地域には降灰のサ

ンプリングや分析に基づく土壌改良などの技術指導を実施するとともに、(2)にあります対策マニュアルの作成と周知を図ったところでございます。さらに、(3)にありますように、各農林振興局、普及センターに営農相談窓口を設置いたしまして、これまでに176件ほどの栽培管理等に関する相談を受け付け、対応を進めているところであります。

次に、農家経営支援の取り組みといたしまして、まず、(4)の金融面からの支援であります。①の災害資金の対象災害に今回の火山活動を指定しまして、現在、末端金利1.05%の営農経費支援を発動し、これまでの実績は1件となっております。また、②にありますように、復旧への投資資金として近代化資金を活用する場合、5年間無利子とする制度を準備しております。

次に、補助事業としまして、37ページになりますけれども、(5)の新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業、これは平成22年度の国の直接採択事業でございまして、県では農業者からの要望取りまとめに主体的にかかわって推進を行いまして、112の事業主体、4,025戸の農業者に対しまして、全体事業費で10億9,900万円もの動力噴霧器、土壌改良資材等の導入支援を図ったところであります。

また、(6)の活動火山降灰緊急営農対策事業による支援といたしまして、第9次防災営農施設整備計画の対象火山に新燃岳を追加して対象地区を拡大し、降灰防止施設や茶生葉洗浄機等の導入支援を進めております。

さらに、(7)の品目別対策の取り組みといたしまして、お茶につきましては、荒茶への火山灰混入防止対策の徹底を図るとともに、露地野菜につきましても苦土石灰の資材投入による土壌改良対策を行っているところでございます。

4の今後の対応についてであります。まず、今回の噴火による農作物の被害状況を踏まえながら、(1)にありますように、活動火山特別措置法に基づきます第10次防災営農施設整備計画、これは計画年次23～25年度までの3カ年計画でございますが、これに沿いまして、8市9町1村に係る対象地域においての土壌改良、被覆施設、洗浄機等の降灰被害防止対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、(2)にありますように、普通期水稻の田植え時期を迎えていることから、対象地域におきまして、それぞれの火山灰の特徴に沿って堆肥等の資材の利用や深耕による土壌改良対策の徹底を図っているところであります。

さらに、(3)の火山活動の長期化を視野に入れた営農支援の充実・強化でありますけれども、今後の活動は依然として予断を許さない状況でございます。噴火を繰り返す今の状況は長期化すると見通しもあるところであります。このため、農業改良普及センターや総合農業試験場におきまして降灰の影響調査に引き続き取り組むとともに、影響が少ない品目選定の技術支援を進めていくことが重要であると考えております。いずれにしましても、1月のような噴火は、地震と同様にいつ何どき発生するか予想もつかないものでございまして、その時々適切な対応ができるよう、農家経営に対しての万全の支援体制を整えていきたいと考えております。

営農支援課からは以上であります。

**○田口委員長** 以上で執行部の説明が終わりましたが、質疑はございますか。

**○中野委員** 資料の提出をお願いします。国の家伝法の改正部分、それから国の新しい指針、それから国の口蹄疫マニュアル、県のマニュアル。

**○岩崎家畜防疫対策室長** 資料の要求でございますけれども、今現在、国としましては、家伝法の改正は行っておりますけれども、防疫指針なりマニュアル等について作成中というふう聞いております。

県の防疫マニュアルにつきましては作成しておりますので、それは提出できるかと思っております。

**○田口委員長** 質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもって農政水産部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午前11時52分再開

**○田口委員長** それでは委員会を再開いたします。

5月17日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議におきまして、お手元に配付の「委員長会議確認事項」のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございまして、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページの(5)閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合には、適宜委員会を開催するものであります。

次に、2ページの(8)常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が

修正等の申し入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページでございますが、(12)の調査等についてであります。まず、アの県内調査についてであります。1点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査には反映させれば事足りるということで、後日回答する旨等の約束はしないということであります。

2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものであります。

3点目は、県内調査であります。特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

次に、4ページの(13)夏季の軽装についてであります。記載のとおり、国に準じて期間を10月31日までとしたところですが、先週の議会運営委員会におきまして、期間中はノーネクタイ・ノー上着を原則とするとの申し合わせがなされたところであります。

その他の事項につきましては目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

次に、今年度の委員会調査など活動計画案について、お手元の資料のとおりであります。

活動計画(案)にありますとおり、県内調査を7月6日水曜日から7日木曜日、8月2日火

曜日から3日水曜日の日程で実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思っております。

参考までに、お手元に資料として「平成23年度環境農林水産常任委員会調査候補地」を配付いたしております。この資料を含めて調査先等につきましても何か御意見、御要望等がありましたらお出しいただきたいと思っております。

また、県外調査につきましても何か御意見、御要望がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思っております。

では、ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後0時3分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後0時3分閉会



署 名

環境農林水産常任委員会委員長 田 口 雄 二

